

千葉県告示第577号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和2年7月16日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年7月16日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
誉田町94号線	緑区誉田町2丁目21番1090から 緑区誉田町2丁目22番7まで	前	4.53～6.94	240.3
		後	14.40～17.96	
	緑区誉田町2丁目21番493から 緑区誉田町2丁目28番107まで	前	4.00～6.68	519.4
		後	14.31～30.52	
誉田町110号線	緑区誉田町1丁目137番16から 緑区誉田町2丁目29番171まで	前	2.73～4.00	194.2
		後	6.03～6.71	